

令和 7 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る認定申請内容の修正等について

令和 6 年度第 1 回山形県地域公共交通活性化協議会での協議を経て認定申請を行っている令和 7 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、山交バス(株)、庄内交通(株)及び(有)はながさバスが運行する路線において申請内容に修正が生じたため、修正後の内容について協議するものです。

## ■協議内容

### 1. 認定申請書類（表 1、表 2 及び表 7）の修正について 資料 3 - 2

（第 1 回協議会における資料 5 - 4 のうち一部の修正）

#### ①山交バス(株)に係る修正内容（資料内黄色部分）

- ・「天童～寒河江線」「新庄～仙台線」「上山～仙台線」及び「米沢～仙台線」について、特例措置 3（過去に地域公共交通計画等において補助対象となっていない運行系統であって、地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助運行系統について、3 年間密度カットの適用を免除されるもの。以下同じ。）の記載を削除

⇒国庫補助計画額は、変更なし

#### ②庄内交通(株)に係る修正内容（資料内黄色部分）

- ・「酒田～山形線」について、補助対象系統のキロ当たり経常収益等の変更
- ・「鶴岡～三川線」について、計画平均乗車密度、補助対象系統のキロ当たり経常収益、国庫補助計画額等の変更

⇒国庫補助計画額は、835 千円減少（旧：37,721 千円、新：36,886 千円）

- ・実費購入予定額、車両購入等予定年月日の変更

⇒国庫補助計画額は、変更なし

#### ③(有)はながさバスに係る修正内容（資料内黄色部分）

- ・計画実車走行キロ等の変更
- ・「大石田～尾花沢線」について、特例措置 3 の記載を削除

⇒国庫補助計画額は、1,160 千円減少（旧：1,367 千円、新：207 千円）

- ・実費購入予定額の変更

⇒国庫補助計画額は、変更なし

2. 計画輸送量 1 日 15 人未満の系統について 資料 3 - 3

(第 1 回協議会における資料 5 - 5 の修正)

- 上記協議内容 1 ②の修正を踏まえ、庄内交通(株)が運行する路線 申請番号第20号「鶴岡～三川線」について、計画輸送量が15人/日を下回る見込みとなり、国庫補助要件の緩和\*を適用させるため、協議会として維持すべき路線として協議するもの
- なお、資料内に記載の 5 系統については、協議済み

## ※国庫補助要件の緩和について

国庫補助対象要件の 1 つに「補助対象期間の 1 日あたりの輸送量が 15 人～150 人と見込まれ」ることとする基準が設けられているが、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少し、計画輸送量が 15 人を下回る場合であっても、令和 2 年度から国庫補助を受けている系統にあつては、協議会での協議により、輸送量に係る補助対象要件は適用しないとするもの。

(申請路線「鶴岡～三川線」は、輸送量以外の要件を満たしている)